

堺市公報 第47号	平成30年11月30日発行
堺市公報	発行 堺市(総務局行政部法制文書課) 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

頁

<規則>

- 堺市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
【総務局人事部労務課】 3
- 堺市地域包括ケアシステム審議会規則
【健康福祉局長寿社会部地域包括ケア推進課】 4

<告示>

- 土壌汚染対策法第11条第1項に基づく形質変更時要届出区域の指定について
【環境局環境保全部環境対策課】 5
- 身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師の指定について
【健康福祉局障害福祉部障害者更生相談所】 8
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定について
【健康福祉局障害福祉部障害者更生相談所】 9
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定の更新について
【健康福祉局障害福祉部障害者更生相談所】 10
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定について
【健康福祉局健康部精神保健課】 11
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定の更新について
【健康福祉局健康部精神保健課】 11
- 南部大阪都市計画生産緑地地区の変更について
【建築都市局都市計画部都市計画課】 12
- 南部大阪都市計画地区計画の変更について
【建築都市局都市計画部都市計画課】 12
- 南部大阪都市計画用途地域の変更について

【建築都市局都市計画部都市計画課】	13
○道路法に基づく市道の区域変更及び供用開始について	
【建設局土木部路政課】	13
○道路法に基づく歩行者専用道路の指定について	
【建設局土木部路政課】	16
○道路法に基づく市道の区域決定及び供用開始について	
【建設局土木部路政課】	16
<公告>	
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け る調達契約に係る落札者等について	
【財政局契約部調達課】	18
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け る調達契約に係る落札者等について	
【財政局契約部調達課】	19
○堺市環境影響評価条例に基づく準備書等の提出等について	
【環境局環境保全部環境共生課】	20
○堺市立のびやか健康館条例に基づく堺市立のびやか健康館の利用時間について	
【環境局環境事業部環境事業管理課】	21
○都市計画法に基づく工事の完了について	
【建築都市局開発調整部宅地安全課】	22
○都市計画法に基づく工事の完了について	
【建築都市局開発調整部宅地安全課】	22
○都市計画法に基づく工事の完了について	
【建築都市局開発調整部宅地安全課】	23
○都市計画法に基づく工事の完了について	
【建築都市局開発調整部宅地安全課】	23
<上下水道局公告>	
○堺市指定給水装置工事事業者規程に基づく指定給水装置工事事業者の指定につい て	
【上下水道局総務部給排水設備課】	24
○堺市下水道条例に基づく市指定排水設備工事事業者の指定について	
【上下水道局総務部給排水設備課】	25
<農業委員会告示>	
○農業委員会総会の招集について	
【農業委員会事務局】	27

規 則

堺市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年11月30日

堺市長 竹 山 修 身

堺市規則第100号

堺市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

堺市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和49年規則第6号）の一部を次のように改正する。

第3条に後段として次のように加える。

負傷し、若しくは疾病にかかった職員又は死亡した職員の遺族（以下「被災職員等」という。）からその災害が公務又は通勤により生じた旨の申出があった場合も、同様とする。

第4条に次の1項を加える。

2 実施機関は、前条の報告に係る災害が公務により生じたもの又は通勤により生じたもののいずれでもないとは認定したときは、次に掲げる事項を記載した書面により、被災職員等にその旨を通知しなければならない。

- (1) 実施機関の職氏名又は名称
- (2) 前条の報告に係る職員の氏名
- (3) 傷病名
- (4) 災害発生日
- (5) 公務上の災害又は通勤による災害でないと認定した理由

第17条及び第19条第1項中「の福祉事業」を「に規定する福祉事業」に改める。

第27条を第28条とし、第26条を第27条とする。

第25条第3項中「の福祉事業」を「に規定する福祉事業」に改め、同条を第26条とする。第24条の2の次に次の1項を加える。

（審査の申立ての教示）

第25条 実施機関は、条例又はこの規則に基づく補償に関する通知をするときは、第22条に定めるところにより審査の申立てをすることができる旨を教示するものとする。

附 則

この規則は、平成30年11月30日から施行する。

~~~~~

堺市地域包括ケアシステム審議会規則を公布する。

平成30年11月30日

堺市長 竹山修身

堺市規則第101号

### 堺市地域包括ケアシステム審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、堺市超高齢社会に対応するための地域包括ケアシステムの推進に関する条例（平成30年条例第43号。以下「条例」という。）第18条の規定に基づき、条例第11条第1項の堺市地域包括ケアシステム審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定める。

(委員の構成)

第2条 条例第12条第2項の市長が適当と認める者は、次のとおりとする。

- (1) 保健医療関係団体から選出された者
- (2) 介護関係団体から選出された者
- (3) 市民団体から選出された者
- (4) 地域福祉関係団体から選出された者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(会議の公開等)

第3条 審議会の会議（以下単に「会議」という。）は、公開するものとする。ただし、会長は、会議の内容が次の各号のいずれかに該当すると認めるとき、又は出席委員の過半数の同意があるときは、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

- (1) 堺市情報公開条例（平成14年条例第37号）第7条各号に掲げる情報について審議するとき。
- (2) 会議を公開することにより、公正又は円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成できないとき。

2 会議を公開する場合における傍聴について必要な事項は、市長が別に定める。

(会議録)

第4条 会長は、次に掲げる事項を記録した会議録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 会議に出席した委員の氏名
- (3) 議事の内容

(4) 前3号に掲げるもののほか、会長が必要と認める事項  
(分科会)

第5条 分科会は、会長が指名する委員（以下「分科会委員」という。）で組織する。

2 分科会会長は、分科会における審議状況及びその結果を審議会に報告する。

3 前2条の規定は、分科会について準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「分科会会長」と、「委員」とあるのは「分科会委員」と読み替えるものとする。

(守秘義務)

第6条 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 条例第16条（条例第17条第2項において準用する場合を含む。）の規定により会議に出席した者は、その出席した会議において知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、地域包括ケア推進課において行う。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年12月1日から施行する。

(堺市事務分掌規則の一部改正)

2 堺市事務分掌規則（昭和47年規則第14号）の一部を次のように改正する。

別表第1健康福祉局長寿社会部地域包括ケア推進課推進係の分掌事務を定める部分中第6号を第7号とし、第4号及び第5号を1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 地域包括ケアシステム審議会に関すること。

## 告 示

堺市告示第393号

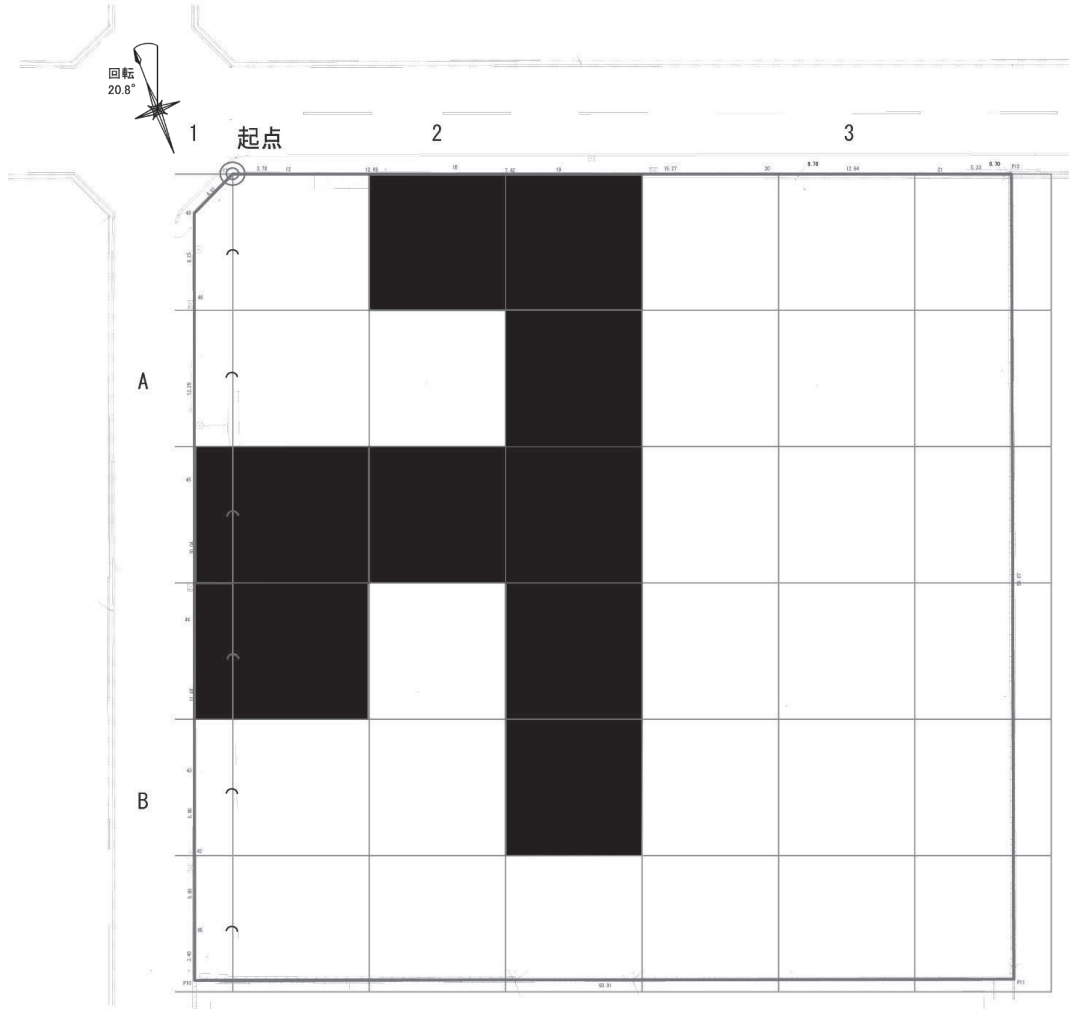
土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成30年11月30日

堺市長 竹山修身

- 1 指定する形質変更時要届出区域  
堺市堺区南島町四丁152番の一部（次頁図面参照）
  
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類  
六価クロム化合物

形質変更時要届出区域



■ 形質変更時要届出区域

## 堺市告示第394号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として、次のとおり指定したので、堺市身体障害者福祉法施行細則（平成8年規則第58号）第2条の規定により告示する。

平成30年11月30日

堺市長 竹山修身

| 氏名    | 診療科             | 指定科目         | 医療機関の名称                     | 所在地              | 指定年月日      |
|-------|-----------------|--------------|-----------------------------|------------------|------------|
| 大島 和也 | リハビリテーション科、整形外科 | 肢体不自由        | ベルランド総合病院                   | 堺市中区東山500番地3     | 平成30年11月1日 |
| 水島 秀幸 | 整形外科            | 肢体不自由        | 地方独立行政法人堺市立病院機構 堺市立総合医療センター | 堺市西区家原寺町1丁目1番1号  | 平成30年11月1日 |
| 岩田 圭司 | 心臓血管外科          | 心臓機能障害       | 地方独立行政法人堺市立病院機構 堺市立総合医療センター | 堺市西区家原寺町1丁目1番1号  | 平成30年11月1日 |
| 大原 信福 | 消化器外科           | ぼうこう又は直腸機能障害 | 地方独立行政法人堺市立病院機構 堺市立総合医療センター | 堺市西区家原寺町1丁目1番1号  | 平成30年11月1日 |
| 磯野 道夫 | 耳鼻咽喉科           | 聴覚障害・平衡機能障害  | 医療法人 磯野耳鼻咽喉科診療所             | 堺市堺区中三国ヶ丘町1丁目1-2 | 平成30年11月1日 |
| 藤本 康倫 | 脳神経外科           | 肢体不自由        | 独立行政法人労働者健康安全機構 大阪労災病院      | 堺市北区長曾根町1179番地3  | 平成30年11月1日 |



|       |              |                            |                          |                                        |                |
|-------|--------------|----------------------------|--------------------------|----------------------------------------|----------------|
| 林部 章  | 外科           | ぼうこう又は直腸機能障害、小腸機能障害、肝臓機能障害 | 医療法人若葉会<br>堺若葉会病院        | 堺市北区新<br>金岡町4丁<br>1番7号                 | 平成30年11<br>月1日 |
| 今井 修  | 内科（神経<br>内科） | 肢体不自由                      | 北野田診療所                   | 堺市東区南<br>野田127番<br>地                   | 平成30年11<br>月1日 |
| 諸富 公昭 | 形成外科         | 肢体不自由                      | 医療法人いずみ<br>会 阪堺病院        | 堺市堺区大<br>浜北町一丁<br>8番8号                 | 平成30年11<br>月1日 |
| 小池 英子 | 眼科           | 視覚障害                       | 小池眼科                     | 堺市南区三<br>原台1丁2<br>番3号 ル<br>ルボ泉ヶ丘<br>2階 | 平成30年11<br>月1日 |
| 田中 禎之 | 脳神経外科        | 肢体不自由                      | 社会医療法人同<br>仁会 耳原総合<br>病院 | 堺市堺区協<br>和町4丁465                       | 平成30年11<br>月1日 |

堺市告示第395号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、次の医療機関を同法第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）として指定したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

平成30年11月30日

堺市長 竹山修身

| 医療機関名  | 医療機関所在地      | 種別 | 更新年月日          |
|--------|--------------|----|----------------|
| きたのだ薬局 | 堺市東区南野田131-4 | 薬局 | 平成30年11月<br>1日 |

|                |                                 |      |            |
|----------------|---------------------------------|------|------------|
| アップル薬局         | 堺市西区津久野町1-20-7 津久野モンテノビルディング102 | 薬局   | 平成30年11月1日 |
| イルカ薬局 堺店       | 堺市堺区向陵中町3丁3-14                  | 薬局   | 平成30年11月1日 |
| アイン薬局 堺南店      | 堺市南区原山台2丁7番1号                   | 薬局   | 平成30年11月1日 |
| プラス薬局          | 堺市北区中百舌鳥町4丁77番地                 | 薬局   | 平成30年11月1日 |
| レモン薬局 田出井店     | 堺市堺区南田出井町4丁1番36号                | 薬局   | 平成30年11月1日 |
| ニコニコあおぞら薬局     | 堺市北区東浅香山町3丁12番地                 | 薬局   | 平成30年11月1日 |
| スギ薬局 北野田店      | 堺市東区丈六183番地18 ダイエー北野田店1階        | 薬局   | 平成30年11月1日 |
| 訪問看護ステーションアイリス | 堺市東区菩提町3-9-1                    | 訪問看護 | 平成30年11月1日 |

堺市告示第396号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき、次の医療機関について、同法第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）として指定を更新したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

平成30年11月30日

堺市長 竹山修身

| 医療機関名 | 医療機関所在地       | 種別 | 更新年月日      |
|-------|---------------|----|------------|
| ゆう薬局  | 堺市南区赤坂台2丁5番6号 | 薬局 | 平成30年11月1日 |

堺市告示第397号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、次の医療機関を同法第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）として指定したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

平成30年11月30日

堺市長 竹山修身

| 医療機関名          | 医療機関所在地         | 種別   | 指定年月日      |
|----------------|-----------------|------|------------|
| レモン薬局 田出井店     | 堺市堺区南田出井町4-1-36 | 薬局   | 平成30年11月1日 |
| ニコニコあおぞら薬局     | 堺市北区東浅香山町3-12   | 薬局   | 平成30年11月1日 |
| ジョイ訪問看護ステーション堺 | 堺市中区東八田177-4    | 訪問看護 | 平成30年11月1日 |

堺市告示第398号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき、次の医療機関について、同法第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）として指定を更新したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

平成30年11月30日

堺市長 竹山修身

| 医療機関名          | 医療機関所在地          | 種別 | 更新年月日      |
|----------------|------------------|----|------------|
| フロンティア薬局 さつき野店 | 堺市美原区さつき野東1-1-11 | 薬局 | 平成30年12月1日 |

堺市告示第399号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、南部大阪都市計画生産緑地地区を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示する。

なお、当該都市計画の図書については、公衆の縦覧に供する。

平成30年11月30日

堺市長 竹山修身

- 1 都市計画の変更に係る土地の区域  
堺市
- 2 縦覧場所  
堺市堺区南瓦町3番1号  
堺市建築都市局都市計画部都市計画課

~~~~~

堺市告示第400号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、南部大阪都市計画地区計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示する。

なお、当該都市計画に係る図書については、公衆の縦覧に供する。

平成30年11月30日

堺市長 竹山修身

- 1 都市計画の変更に係る土地の区域
（黒山西地区地区計画）
堺市美原区黒山地内
- 2 縦覧場所
堺市堺区南瓦町3番1号
堺市建築都市局都市計画部都市計画課

堺市告示第401号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、南部大阪都市計画用途地域を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示する。

なお、当該都市計画に係る図書については、公衆の縦覧に供する。

平成30年11月30日

堺市長 竹山修身

- 1 都市計画の変更に係る土地の区域
堺市美原区黒山地内
- 2 縦覧場所
堺市堺区南瓦町3番1号
堺市建築都市局都市計画部都市計画課

堺市告示第402号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のように変更して、告示の日から供用を開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

平成30年11月30日

堺市長 竹山修身

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名 別紙調書のとおり

- 3 敷地の幅員及びその延長 別紙調書のとおり

- 4 供用開始の区間 別紙調書のとおり

道路区域変更調書

路線名	から 区間 まで	旧 新	敷地の		備考
			幅員m	延長m	
日置荘草尾線	東区高松311番5地先 東区高松311番5地先	旧	5.03 5.06	7.20	(02032)
		新	7.38 9.91	7.20	
高松19号線	東区高松441番5地先 東区高松441番8地先	旧	4.03 4.03	0.25	(70297)
		新	4.03 4.38	0.25	
鳳西65号線	西区鳳南町3丁269番1地先 西区鳳南町3丁269番1地先	旧	5.70 6.00	10.10	(70431)
		新	5.70 7.58	10.10	



堺市告示第403号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の13第3項の規定に基づき、歩行者専用道路を次のように指定するので、同条第5項の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

平成30年11月30日

堺市長 竹山修身

- 1 路線名 鳳南101号線
- 2 指定する区間 西区鳳南町3丁268番1地先から
西区鳳南町3丁269番1地先まで
- 3 指定する期日 告示の日

堺市告示第404号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のように決定して、告示の日から供用を開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

平成30年11月30日

堺市長 竹山修身

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名 別紙調書のとおり
- 3 敷地の幅員及びその延長 別紙調書のとおり
- 4 供用開始の区間 別紙調書のとおり

市道路線区域決定調書

整理 番号	路線名	起 終 点 点	敷地の		備考
			幅員m	延長m	
r0688	鳳南101号線	西区鳳南町3丁268番1地先	3.08		
		西区鳳南町3丁269番1地先	3.19	18.70	

公 告

堺市公告第741号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

平成30年11月30日

堺市長 竹 山 修 身

- 1 落札に係る調達物品の名称及び数量
スチールデッキ等一式（堺市民芸術文化ホール） 1式
- 2 契約に関する事務を担当する局部課の所在地及び名称
堺市堺区南瓦町3番1号
財政局契約部調達課
- 3 落札者を決定した日
平成30年10月29日
- 4 落札者の氏名及び住所
三精テクノロジーズ株式会社
代表取締役 良知 昇
大阪府大阪市淀川区宮原4丁目3番29号
- 5 落札金額
¥29,160,000-（取引に係る消費税額等を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
平成30年9月12日

堺市公告第742号

~~~~~

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

平成30年11月30日

堺市長 竹山修身

- 1 落札に係る調達部品の名称及び数量  
厨房機器一式（原山ひかり小学校） 1式
- 2 契約に関する事務を担当する局部課の所在地及び名称  
堺市堺区南瓦町3番1号  
財政局契約部調達課
- 3 落札者を決定した日  
平成30年11月2日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社中西製作所 大阪支店  
支店長 安原 幹夫  
大阪府大阪市生野区巽南5丁目4-14
- 5 落札金額  
¥31,380,480-（取引に係る消費税額等を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日  
平成30年9月5日

堺市公告第743号

堺市環境影響評価条例（平成18年条例第78号）第23条第3項の規定に基づき、環境影響評価準備書及びこれを要約した書類（以下これらを「準備書等」という。）の提出があり、同条例第24条の規定により環境影響を受ける範囲であると認められる地域（以下「関係地域」という。）を定め、その旨を事業者に通知したので、同条例第25条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年11月30日

堺市長 竹山修身

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
三井不動産株式会社  
代表取締役社長 菰田 正信  
東京都中央区日本橋室町2丁目1番1号
- 2 対象事業の名称、種類及び規模並びに対象事業実施区域
  - (1) 名称  
（仮称）堺市美原区黒山東計画
  - (2) 種類及び規模
    - ア 種類  
堺市環境影響評価条例別表第20号に掲げる道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設の新設の事業
    - イ 規模  
駐車台数 約3,200台
  - (3) 対象事業実施区域  
堺市美原区黒山地内
- 3 関係地域  
堺市美原区
- 4 準備書等の写しの縦覧の場所、期間及び時間
  - (1) 場所
    - ア 堺市環境局環境保全部環境共生課  
堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所高層館4階

- イ 三井共同建設コンサルタント株式会社 関西支社  
大阪市港区弁天1丁目2番1-1000 大阪ベイトワーオフィス10階
- ウ 株式会社CAST都市開発  
大阪市西区靱本町1丁目11番7 信濃橋三井ビルディング9階

(2) 期間

- 平成30年11月30日（金）から平成31年1月15日（火）まで  
（土曜日、日曜日、祝日及び平成30年12月29日（土）から平成31年1月3日（木）までを除く。）

(3) 時間

- 午前9時から午後5時30分まで（(1)イ、ウについては、午前10時から午後4時まで）

5 堺市環境影響評価条例第28条第1項の規定により、当該準備書等について環境の保全の見地からの意見を有する者は、次のとおり堺市長に対し意見書を提出することができる。

(1) 意見書の提出期限及びその提出先

- ア 提出期限  
平成31年1月15日（火）午後5時30分（必着）

- イ 提出先  
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号  
堺市役所高層館4階  
堺市環境局環境保全部環境共生課

(2) その他意見書の提出について必要な事項

- ア 意見書の記載事項
  - (ア) 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
  - (イ) 対象事業の名称
  - (ウ) 準備書等についての環境の保全の見地からの意見

イ 提出方法

- 郵送、持参又は電子メール（kankyo@city.sakai.lg.jp）

堺市公告第744号

堺市立のびやか健康館条例（平成15年条例第33号）第7条第1項の規定に基づき、堺市立のびやか健康館の利用時間を指定管理者が定めたので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年11月30日

堺市長 竹山修身

| 開館日            | 利用時間    | 備考       |
|----------------|---------|----------|
| 平成30年12月30日（日） | 10時～17時 | プールは利用不可 |
| 平成31年1月3日（木）   | 12時～19時 |          |

堺市公告第745号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年11月30日

堺市長 竹山修身

1 開発区域

南区原山台五丁456番24、456番147及び456番148

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階

株式会社コスモス薬品

代表取締役 宇野 正晃

堺市公告第746号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年11月30日

堺市長 竹 山 修 身

1 開発区域

東区日置荘北町三丁300番1、300番3、300番8から300番10まで及び301番2並びに  
日置荘原寺町461番39及び461番43

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府堺市東区日置荘西町六丁6番2号  
有限会社栄和地所  
代表取締役 片岡 富信

堺市公告第747号

~~~~~

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年11月30日

堺市長 竹 山 修 身

1 開発区域

南区豊田1191番2、1193番3、1194番3及び3466番11

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府堺市南区高倉台2丁11番22-306号
中條 広輝

~~~~~

堺市公告第748号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年11月30日

堺市長 竹 山 修 身

- 1 開発区域  
堺区香ヶ丘町五丁60番1及び60番4から60番8まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
大阪府堺市南区檜尾567番地の1  
南洲興産株式会社  
代表取締役 中原 匡盛

## 上下水道局公告

堺市上下水道局公告第151号

堺市水道事業給水条例（昭和33年条例第13号）第13条第1項の指定給水装置工事事業者の指定をしたので、堺市指定給水装置工事事業者規程（平成10年水道局管理規程第6号）第11条第1号の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年11月30日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

指 定 番 号 第1366号  
指 定 年 月 日 平成30年11月6日  
事 業 者 の 名 称 株式会社サニー  
事 業 者 の 住 所 神戸市東灘区本山南町6丁目5番15号  
代 表 者 の 職 氏 名 代表取締役 太田 穰  
事 業 所 の 名 称 株式会社サニー大阪支店  
事 業 所 の 所 在 地 大阪市港区築港2丁目8番11号

指 定 番 号 第1367号  
指 定 年 月 日 平成30年11月6日  
事 業 者 の 名 称 新和設備株式会社  
事 業 者 の 住 所 岸和田市極楽寺町556番地の3  
代 表 者 の 職 氏 名 代表取締役 新家 充  
事 業 所 の 名 称 新和設備株式会社



事業所の所在地 岸和田市極楽寺町556番地の3

指 定 番 号 第1368号  
 指 定 年 月 日 平成30年11月6日  
 事業者の名称 弘法建設株式会社  
 事業者の住所 堺市東区北野田968番地  
 代表者の職氏名 代表取締役 村上 君子  
 事業所の名称 弘法建設株式会社  
 事業所の所在地 堺市東区北野田968番地

指 定 番 号 第1369号  
 指 定 年 月 日 平成30年11月6日  
 事業者の名称 藤内 浩昭  
 事業者の住所 堺市堺区栄橋町2丁5番3号  
 事業所の名称 藤内設備工業  
 事業所の所在地 堺市堺区寺地町東1丁2番19号P&Sビル4F

指 定 番 号 第1370号  
 指 定 年 月 日 平成30年11月6日  
 事業者の名称 株式会社宮本設備  
 事業者の住所 河内長野市上原町119番地4  
 代表者の職氏名 代表取締役 宮本 兼次  
 事業所の名称 株式会社宮本設備  
 事業所の所在地 河内長野市上原町119番地4

堺市上下水道局公告第152号

堺市下水道条例（昭和37年条例第6号）第5条の3第1項に規定する市指定排水設備  
 工事業者の指定をしたので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年11月30日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

指 定 番 号 第1666号  
 指 定 年 月 日 平成30年11月6日

|           |                       |
|-----------|-----------------------|
| 事業者の名称    | 山下 博美                 |
| 事業者の住所    | 堺市北区東三国ヶ丘町3丁5番6-201号  |
| 営業所の名称    | 山下設備                  |
| 営業所の所在地   | 堺市北区東三国ヶ丘町3丁5番6-201号  |
| 指 定 番 号   | 第1667号                |
| 指 定 年 月 日 | 平成30年11月6日            |
| 事業者の名称    | 弘法建設株式会社              |
| 事業者の住所    | 堺市東区北野田968番地          |
| 代表者の職氏名   | 代表取締役 村上 君子           |
| 営業所の名称    | 弘法建設株式会社              |
| 営業所の所在地   | 堺市東区北野田968番地          |
| 指 定 番 号   | 第1668号                |
| 指 定 年 月 日 | 平成30年11月6日            |
| 事業者の名称    | 新和設備株式会社              |
| 事業者の住所    | 岸和田市極楽寺町556番地の3       |
| 代表者の職氏名   | 代表取締役 新家 充            |
| 営業所の名称    | 新和設備株式会社              |
| 営業所の所在地   | 岸和田市極楽寺町556番地の3       |
| 指 定 番 号   | 第1669号                |
| 指 定 年 月 日 | 平成30年11月6日            |
| 事業者の名称    | 株式会社宮本設備              |
| 事業者の住所    | 河内長野市上原町119番地4        |
| 代表者の職氏名   | 代表取締役 宮本 兼次           |
| 営業所の名称    | 株式会社宮本設備              |
| 営業所の所在地   | 河内長野市上原町119番地4        |
| 指 定 番 号   | 第1670号                |
| 指 定 年 月 日 | 平成30年11月6日            |
| 事業者の名称    | 藤内 浩昭                 |
| 事業者の住所    | 堺市堺区栄橋町2丁5番3号         |
| 営業所の名称    | 藤内設備工業                |
| 営業所の所在地   | 堺市堺区寺地町東1丁2-19P&Sビル4F |
| 指 定 番 号   | 第1671号                |
| 指 定 年 月 日 | 平成30年11月6日            |

事業者の名称 株式会社鱈川設備  
事業者の住所 河内長野市木戸3丁目2番2号  
代表者の職氏名 代表取締役 鱈川 光子  
営業所の名称 株式会社鱈川設備美原営業所  
営業所の所在地 堺市美原区菅生891-1

## 農業委員会告示

堺市農業委員会告示第13号

堺市農業委員会総会を平成30年12月6日(木)午後1時30分に市役所高層館12階農業委員室に招集する。

平成30年11月30日

堺市農業委員会  
会長 田中 宏

[付議すべき事項]

- 1 農地法第3条の規定による許可申請について
- 2 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について
- 3 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 4 農地法第4条及び第5条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について
- 5 その他